



全ト協発第464号(環)
平成29年12月12日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



**事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策
に対する取り組みについて**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が発出されました。

つきましては、今後同種の事故を未然に防止するため、貴協会におかれましては本趣旨をご理解のうえ再発防止に積極的に取り組まれるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(参考)

○国土交通省報道発表 HP : http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000330.html

※本件につきましては、全ト協HPもリンク掲載いたします。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第163号
平成29年12月6日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴会傘下会員に対し周知方お願い致します。

記

- ・別添1〔特別重要調査対象事故〕
中型トラックの追突事故（広島県東広島市）
- ・別添2〔重要調査対象事故〕
貸切バスの横転事故（大分県別府市）
- ・別添3〔重要調査対象事故〕
トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故（東京都江戸川区）
- ・別添4〔重要調査対象事故〕
タクシーの衝突事故（東京都江戸川区）

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

事業用自動車事故調査報告書 概要

～中型トラックの追突事故～

(広島県東広島市)

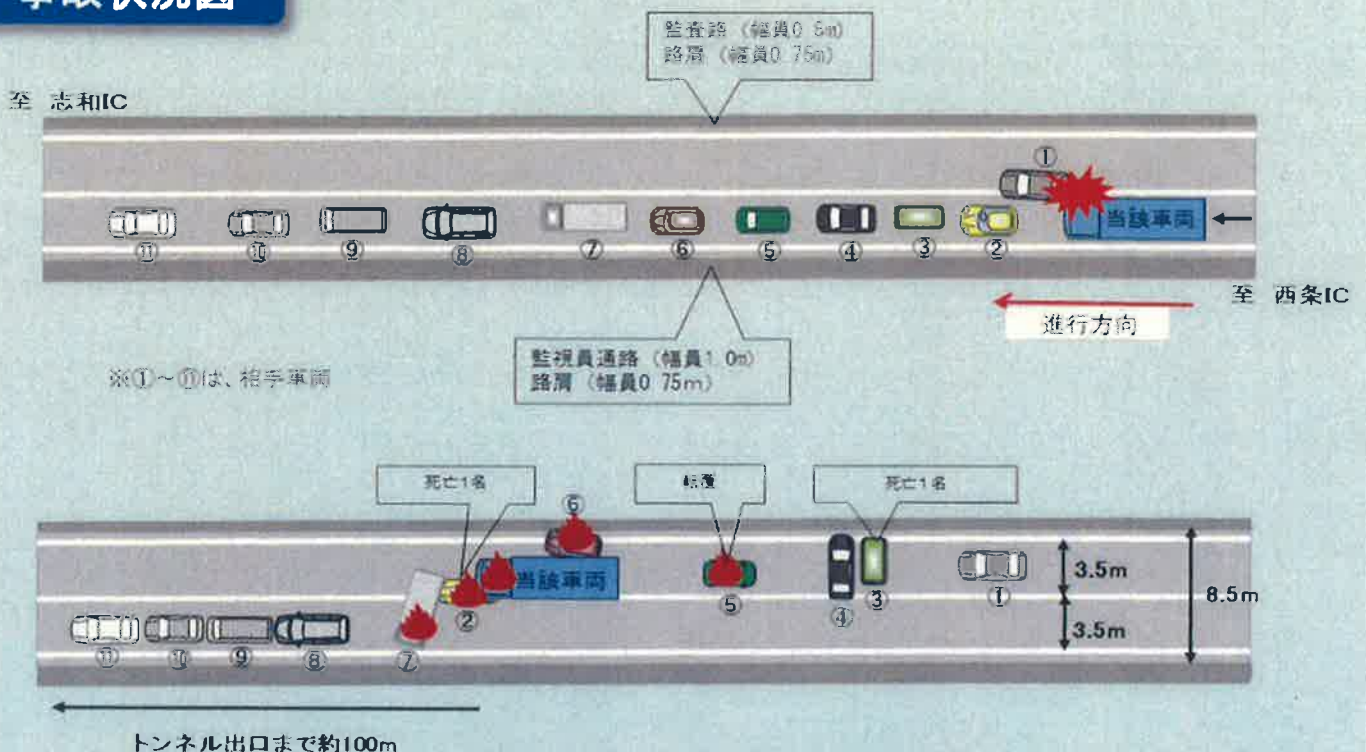
事故概要

平成28年3月17日7時26分頃、広島県東広島市の山陽自動車道下り線八本松トンネルにおいて、引越荷物約2,000kgを積載した中型トラックが片側2車線の第1通行帯を走行中、渋滞で停止中の車列に追突し、合計12台の車両が関係する多重追突事故が発生するとともに、この中型トラックを含む5台の車両に火災が発生した。

この事故により、関係した相手車両の運転者2名が死亡し、相手車両の運転者3名及び同乗者1名の計4名が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- 運転者が、事故発生日までの連続する乗務の疲れから**居眠り運転**をし、**渋滞停止中の前方の車列に気付かず**、ブレーキを踏むなどの回避操作をすることなく約80km/hで追突して発生したものと考えられる。
- 同運転者は、事故前々日には一睡もすることなく計36時間の乗務を続けるなど、**過酷な勤務状況で疲労が蓄積**している中、出発が1日遅れた当該運行において、当初の到着予定時間に間に合わせるために**十分な休憩を取らずに長時間の連続運転を行った**ため、居眠り運転をしたものと考えられる。
- 運行管理者が、**同運転者の過酷な勤務状況を把握しながら、疲労を回復させるための措置を取らず**、また、始業点呼の際に、同運転者の**疲労状況を注意深く確認せず**に運転させたことも事故につながった原因と考えられる。
- 代表者は、運行管理業務を同運行管理者に任せきりにし、同運行管理者は、法令で定められた運行管理者の業務を正確に理解せずに実施しており、こうした**安全管理の重要性に対する認識の欠如**が、事故の背景にある可能性が考えられる。

再発防止策

事業者は、過労運転等による事故を防止するため、次の取組を積極的に進める必要がある。

- ★平素からの運転者の体調や疲労状況等の把握、運転者が休暇の申請や体調不良等を**申告しやすい環境づくり**。
- ★「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）を遵守した運転者の乗務割りの作成及び作業の遅れ等状況の変化に応じた変更。
- ★運行管理者に対し、運行日程、経路等に応じた運行指示書により、**安全運行確保のための具体的な指示**を運転者に行うよう指導（長時間の運行においては、乗務途中にも運転者の疲労状況等を確認した上で、安全運行のために必要な指示）。
- ★点呼時等において、運行管理者が、個々の運転者の勤務状況等も考慮しながら**疲労状況を注意深く確認し、乗務の開始又は継続の可否を判断**するように指導。
- ★運転者に対し、乗務中に眠気等の**体調異変が生じた場合は**、これまで大丈夫だったからと安易に考えることなく、**直ちに停車して**、運行管理者に報告するよう指導。
- ★居眠り防止装置や衝突被害軽減ブレーキ等の導入。

事業用自動車事故調査報告書 概要

～貸切バスの横転事故～

(大分県別府市)

事故概要

平成27年7月4日13時30分頃、大分県別府市の大分自動車道下り線の緩やかな右カーブにおいて、貸切バスが乗客13名を乗せて走行中、スリップして道路左側の法面に乗り上げた後横転した。この事故により、貸切バスの乗客のうち、4名が重傷を負い、9名が軽傷を負った。

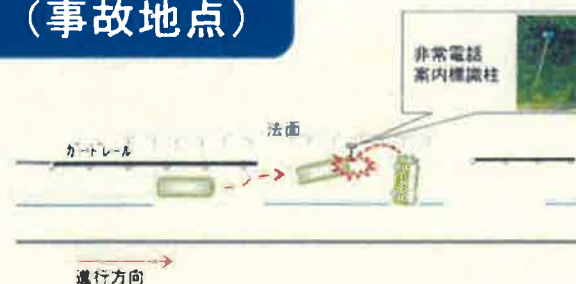


大分県警察提供

事故状況図 (事故地点40m手前)



事故状況図 (事故地点)



原因

- 運転者が、前車への接近に気付くのが遅れ、慌ててブレーキ操作したところ、当該車両にABSが装備されていなかったためにタイヤがロックして、濡れていた路面でのスリップもあって、車両の制御が不能な状態となったために起きたものと推定される。
- 運転者は、前方にあまり注意を払わないなど漫然とした不注意な運転をしており、これが事故の直接的な原因であると考えられる。また、当該事業者における運転者に対する安全教育の実施も不十分であったと考えられる。
- 運転者は乗客のシートベルト着用状況を確認しておらず、乗客がシートベルトを着用していなかったことにより被害の程度が拡大した可能性が考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、適性診断結果の活用による運転者の特性に応じた具体的かつ継続的な安全運転指導、ABSの有無による操作方法の違い等を含めた車両の特性に応じた運転方法の具体的指導、危険予知判断のための具体的な事例やヒヤリハット体験等を交えた実践的な安全教育を実施すること。
- ★ 事業者は、乗客の運送開始時や休憩後の運行再開時に、車内放送等により乗客のシートベルト着用を促し、着用状況の目視等により確認してその徹底を図ること。また、シートベルト着用の被害軽減効果についても、車内の掲示等により周知を図ること。

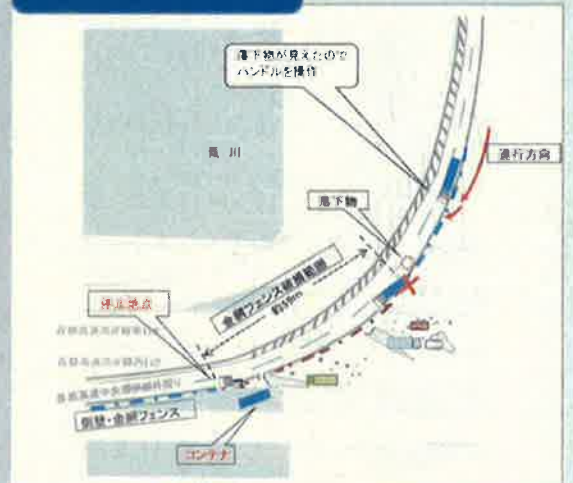
事業用自動車事故調査報告書 概要 ～トラクタ・コンテナセミトレーラの衝突事故～ (東京都江戸川区)

事故概要

平成27年12月23日9時50分頃、東京都江戸川区の首都高速中央環状線葛西ジャンクションの高架道路において、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して、右カーブになっている片側2車線の道路の第1通行帯を走行中、カーブを曲がり切れずに左側壁に衝突し、コンテナセミトレーラ部が金網フェンスを押し倒し、側壁を乗り越え宙ぶり状態となり、コンテナは高架道路下の荒川に落下した。

この事故による死傷者はなかった。

事故状況図



原因

- ・ 運転者がジャンクションの右カーブ区間で規制速度を超える70～80 km/hの速度で進入したところ、運転者が落下物を避けようとしてハンドルを更に右に操作したものであり、十分な減速をしていなかったため当該車両がバランスを崩し左側壁に衝突したものと推定される。
- ・ 運転者は、経験や慣れから漫然運転をしていた可能性があるほか、荷下ろし場所での手待ち時間短縮のため少しでも目的地に早く到着しようとしていた可能性が考えられる。また、当該事業者においてコンテナセミトレーラの運転特性等について十分な指導教育を受ける機会がなく、カーブ区間では十分に減速し慎重に運転する必要があること等の認識が希薄であった可能性が考えられる。
- ・ 当該事業者では、様々な点でずさんな安全管理状況が見られ、事業者の安全管理を軽視した姿勢が事故の背景にあったと考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を活用し、運転経験の長い運転者であっても、コンテナセミトレーラの挙動特性等について繰り返し指導教育を行うこと。
- ★ 事業者は、特殊車両通行許可を受ける必要がある道路を通行する場合は確実に許可を受けることはもとより、運転者に対して運行経路や積荷等を踏まえた具体的な安全運行の指示を行うこと。
- ★ 事業者は、運転者の乗務実態に合わせて、十分な数の運行管理者又は補助者を配置し、点呼を確実に実施させること。

事業用自動車事故調査報告書 概要

～タクシーの衝突事故～

(東京都江戸川区)

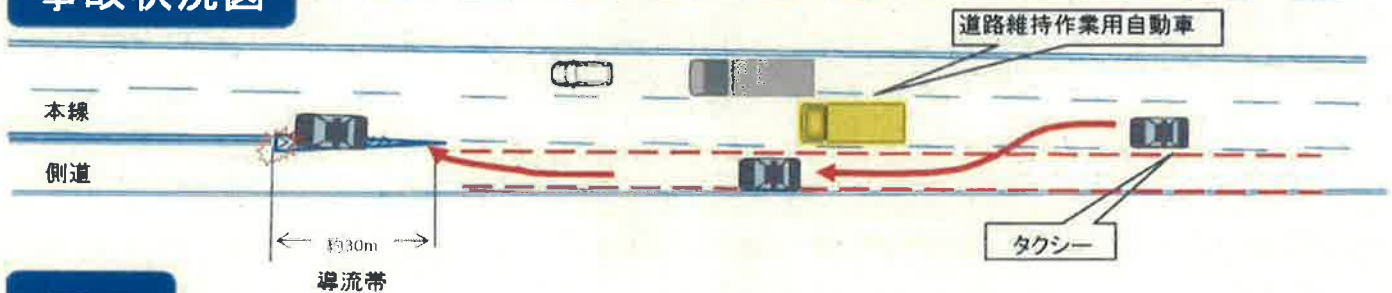
事故概要

平成28年5月30日21時57分頃、東京都江戸川区の都道318号線（環七通り）の陸橋上において、タクシーが乗客1名を乗せて片側3車線道路の第2車線を走行中、低速で走行していた前方の道路維持作業用自動車を第1車線側から追い越した後、第2車線へ戻ろうとした際、タクシーの左前部が、側道と本線とを分岐させるため第1車線と第2車線の間設置された分離帯の先端部に衝突した。

この事故により、乗客が死亡し、運転者が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- ・ 運転者の**速度超過**や**左側からの追越し**、**脇見運転**といった**法令違反の無理かつ危険な運転行為**が、本事故の直接的な原因と考えられる。
- ・ 当該事業者において、同運転者に**適性診断**を受診させておらず、**同運転者の運転特性や平常の運転行動の把握**及びそれに基づく**安全指導**を十分に行っていなかったことも、同運転者の危険な運転行為の背景にあると考えられる。
- ・ 運転者は**シートベルトの着用案内**を行っておらず、**乗客がシートベルトを着用しなかった**。このため、乗客は衝突の衝撃で前方へ飛び出し、ドア支柱に頭部が衝突したものであり、シートベルトの非装着が**被害を拡大**したと考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、運転者に対し**定期的な適性診断**を受診させるほか、**ドライブレコーダー**を活用するなどにより**運転特性を把握**し、その結果を活用した**指導教育**を行うこと。また、指導教育が形式的にならないよう、**実践型の手法**を取り入れるなどの工夫、**運転者の理解度を把握する仕組み**を整えること。
- ★ 事業者は、運転者に対し、乗客の安全を確保するために**シートベルトの着用が必要不可欠**であることを認識させ、乗客への**積極的な案内**や、乗客が見やすい位置への**掲示物の貼付け**等により、**乗客のシートベルト着用**を促すこと。